

「個人の尊重」の規範内容

齊藤 愛

「個人の尊重（13条）」ないし「個人の尊厳（24条2項）」は日本国憲法のコア原理とされてきたが、それがいかなる形で裁判規範性を持ち得るのかという点については、これまであまり明らかにされてこなかった。しかし、近年、最高裁の判決理由中に「個人の尊重」や「個人の尊厳」の文言が多用されるようになってきている。本稿は、「個人の尊重」や「個人の尊厳」が実務上どのような意味を持つのかについて学説と判例を比較しながら考察するものである。

1 概論

(1) 「個人の尊重」の概念

これまでの学説においては、日本国憲法上の「個人の尊重」と「個人の尊厳」とを基本的に同義のものと捉えた上で、「個人の尊厳」と「人間の尊厳」については最終的に両者の保障の範囲は重なり合うと考えるのが一般的であった¹⁾。しかし、元来、両者は直接的問題意識を異にするものでもある。例えば、高橋和之教授は、「人間の尊厳」が、ナチスによる非人間的な扱いの経験を踏まえた概念で、人間としてふさわしい扱いをすべきことを意味するのに対して、「個人の尊厳」は、戦前の日本において家族関係が個人より集団を重視する価値観を基礎に形成されていたことへの反省が背景となっている概念で、個人と全体との関係を念頭に置きつつ全体を構成する個人々に

価値の根源をみる思想を表現するものであると述べている²⁾。また、玉蟲由樹教授は、『人間の尊厳』の場合、個人の多様性にもかかわらず存在しうる『人間』としての同質性に着目した尊厳理解がなされる傾向にある³⁾ので、「（人間の）尊厳の内容は、諸個人にとって最大公約数的なものに限定される」ことになるし、また、『人間の尊厳』というものが個人とは無関係に、客観的に決定されると、それに従うことが『人間の正しいあり方』だとされる⁴⁾こともあり、そのような場合、『人間の尊厳』が個人の行動やありかたに対して評価的あるいは対抗的に作用⁵⁾する場合もあるとして、むしろ両者の相違を強調している⁶⁾。

この点、最高裁は、早い段階から、13条を「個人の尊厳と人格の尊重を宣言したもの」であると捉えてきた⁷⁾。そして、その後の最高裁における用法をみると、最高裁は、「個人の尊重」や「個人の尊厳」を、①人格尊重の原理（国家が各人を自己の生の意義を追求し続ける人格的自律の存在として扱わなければならないという原理）と、②個別性の原理（各人の自己の存在意義に関する解釈は一人ひとり異なっており、国家はその各人の多様な解釈を尊重しなければならないという原理）との両方の意味を含むものとして解してきたのがわかる。例えば、高齢加算廃止訴訟判決⁸⁾における須藤正彦判事意見中の「高齢者の人間性を損なうことにもなりかねず、憲法13条の個人の尊厳の理念に反するおそれもある」という部分や、最判平成17年4月

1) 例えば、宮沢俊義『全訂日本国憲法』（日本評論社、1978年）197頁、芦部信喜『憲法学Ⅱ』（有斐閣、1994年）58頁、佐藤幸治『日本国憲法論』（成文堂、2011年）172-173頁等。

2) 高橋和之『立憲主義と日本国憲法〔第4版〕』（有斐閣、2017年）78-79頁。ただし、高橋教授は「個人の尊厳」と「人間の尊厳」の価値観には基本的な差異があるわけではないとも述べている。

3) 玉蟲由樹「憲法学における尊厳論の行方」法学セミナー 748号（2017年）14頁。

4) 最大判昭和23年3月24日刑事裁判集1号535頁。

5) 最判平成24年4月2日民集66巻6号2367頁。